

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による未支給の休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、大工の一人親方として、A所在のB労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託し、労災保険法第35条の規定に基づく特別加入者として、労働局長から承認を受けていた者であり、昭和〇年〇月頃からは労働者として、また、平成〇年〇月からは特別加入者として、石綿ばく露業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し、「肺腺がん」と診断され、同月〇日、D病院に転医し「肺腺がん」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

被災者は、本件疾病を発症したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して休業補償給付を請求したが、監督署長の処分前の平成〇年〇月〇日に死亡した。そのため、請求人が監督署長に対して、未支給の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもの

である。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（請求人と再審査請求代理人を併せて以下「請求人ら」という。）は、E医師及びF医師の意見等から、本件疾病の発病は業務上の事由によるものと主張するので、以下検討する。

(2) 石綿による疾病の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が、「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところから、以下、認定基準に沿って検討する。

(3) 一件記録を精査したところ、当審査会としても、被災者が本件疾病を発症し、それが原発性であること及び被災者が認定基準の定める石綿ばく露作業並びにその従事期間を満たしているとの原処分庁の判断は、妥当なものであると判断する。

(4) 次に、石綿肺の有無については、決定書理由で説示するとおり、被災者の診療に携わったG医師とH医師が、ともに石綿肺はないと回答し、I医師及び石綿確定診断委員会も石綿肺は認められないとしており、当審査会としても、石綿肺は認められないものと判断する。

(5) また、胸膜プラークの有無について、E医師及びF医師は、胸膜プラークは認められるとしているが、被災者の診療に携わったG医師とH医師は、自院で

の診療検査結果を精査して、ともに胸膜プラークは認められないと回答し、I 医師及び石綿確定診断委員会は、E 医師及びF 医師が胸膜プラークを認めるとの診断根拠となったCT画像等を含め収集された全ての医学データを検証した結果、胸膜プラークは認められないとしている。

請求人らは、当審査会の公開審理において意見書を提出し、I 医師及び石綿確定診断委員会が胸膜プラークは認められないとする診断根拠が不明確であると主張するが、石綿確定診断委員会の意見書には、判断根拠として、「提出された画像は平成〇年〇月〇日以降のものだが、胸膜プラークは認めない。石綿肺を認めない。左肺下葉に空洞を伴う腫瘤影を認める。両側肺に気腫を伴う腺化を認めるが、石綿肺を示唆する肋膜胸膜直下の曲線様陰影は認めない。」と所見しているところであり、これをもって、当審査会は、請求人らが主張する診断根拠が不明確であるということには当たらないものと判断する。また、当審査会は、一件記録を精査したところ、決定書理由で説示するとおり、石綿確定診断委員会の意見は妥当なものであり、胸膜プラークは認められないものと判断する。

(6) 石綿小体又は石綿繊維の有無について、決定書理由で説示するとおり、当審査会としても、被災者の肺組織について石綿小体又は石綿繊維の計測ができなかったものとして、石綿小体又は石綿繊維の有無を判断することはできないものと判断する。

(7) 請求人らは、意見書において、本件も大阪高裁判決の解釈を適用すべきと主張するが、当審査会としては、大阪高裁判決の石綿ばく露労働者と本件被災者では、石綿ばく露の作業内容や従事期間等の労働環境、肺の所見等がそれぞれ異なる等、事実関係が異なっており、同判決と同一に評価・解釈することはできないものと判断する。したがって、請求人らの主張は採用できない。

(8) 以上により、当審査会としては、被災者には、認定基準で定める第1型以上の石綿肺や胸膜プラークの所見はいずれも認められず、また、石綿小体又は石綿繊維を計測することができなかったことから、被災者の本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした未支給の休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。